平成２２年（フ）第７１９号
埼玉県川口市芝２丁目９番３号、旧住所東京都板橋区高島平８丁目５番２―806号　エスポワール
債務者　辻本　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７２８号
さいたま市北区東大成町２丁目36番地７　センチュリーハイム203
債務者　白川佐智雄
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７４２号
埼玉県加須市弥兵衛539番地１　ユートピア２
債務者　齋藤　照雄
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７４７号
さいたま市大宮区三橋２丁目571番地
債務者　村井　賢一
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
埼玉県新座市野寺３丁目７番27号
債務者　大竹　　満
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
埼玉県飯能市大字前ヶ貫249番地28
債務者　樅木　治己
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８５号
埼玉県飯能市大字前ヶ貫249番地28
債務者　樅木　貞子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０２号
埼玉県川越市大字扇河岸41番地２　内河ハイツ202号室
債務者　鈴木　隆一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４３６号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目６番24号　レオパレスカトレア102
債務者　西東　和哉
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５０号
埼玉県所沢市こぶし町３番36号
債務者　福島　将光
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１４号
山形県寒河江市緑町38番地
債務者　安孫子美紀
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６１号
群馬県太田市八幡町39番６―B201号
債務者　金子　春江
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１６２号
群馬県館林市松沼町24番12号
債務者　石原　正之
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１６５号
群馬県邑楽郡明和町田島767番地４
債務者　新井　克弥
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１０５号
岐阜県大垣市久瀬川町４丁目18番地
債務者　寺田　靖隆
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
栃木県佐野市富岡町688番地９
債務者　細田真由美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第９２号
栃木県佐野市赤坂町991番地５　セラヴィ篠崎202号
債務者　大島加代子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部